○防衛省告示第二百二十号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月十四日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十二年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒

(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒

(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒

(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒

(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十一号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月十四日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十二年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　百里沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇三分一二秒　東経一四一度二〇分四八秒

(イ)　北緯三六度三八分一一秒　東経一四一度二〇分四八秒

(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一四一度五七分四八秒

(エ)　北緯三六度一一分一二秒　東経一四一度四七分四八秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十二号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月十四日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十二年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十四日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
山形県東田川郡庄内町廻館字岡崎一〇二番から酒田市落野目字広野一〇番五まで	前	A　一三・二〇～一二五・四〇　一一・三八一 B　一〇・八〇～一四二・五〇　三・四六一	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一三・二〇～一二五・四〇　一一・三八一 B・C・D　一〇・八〇～四五七・八〇　一一・八〇二	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十四日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
大崎市古川北町一丁目一一四番から同市古川北町一丁目二四番一まで	前	一六・〇〇～二六・二〇（キロメートル）　〇・〇六〇	
	後	一六・〇〇～三二・八〇（キロメートル）　〇・〇六〇	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十四日

中部地方整備局長　富田　英治

別表に次のように加える。

三				
株式会社ぎふ建築住宅センター	岐阜県岐阜市薮田東一丁目二番二号	省令第十五条第一号から十四号までに掲げる区分	岐阜県の全域、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県津島市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県岩倉市、愛知県愛西市、愛知県丹羽郡の全域	平成二十一年十二月十一日

イ　本社　岐阜県岐阜市薮田東一丁目二番二号 ロ　中濃支社　岐阜県美濃加茂市太田町三千二百五十九番地二 ハ　東濃支社　岐阜県多治見市東町一丁目九番地三	平成二十一年十二月十一日	指定をした日から五年間		